

「圖像鈔」の編纂過程について

太田, 鉄雄

<https://doi.org/10.15017/2545032>

出版情報：哲學年報. 1, pp.143-190, 1940-03-31. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：



KYUSHU UNIVERSITY

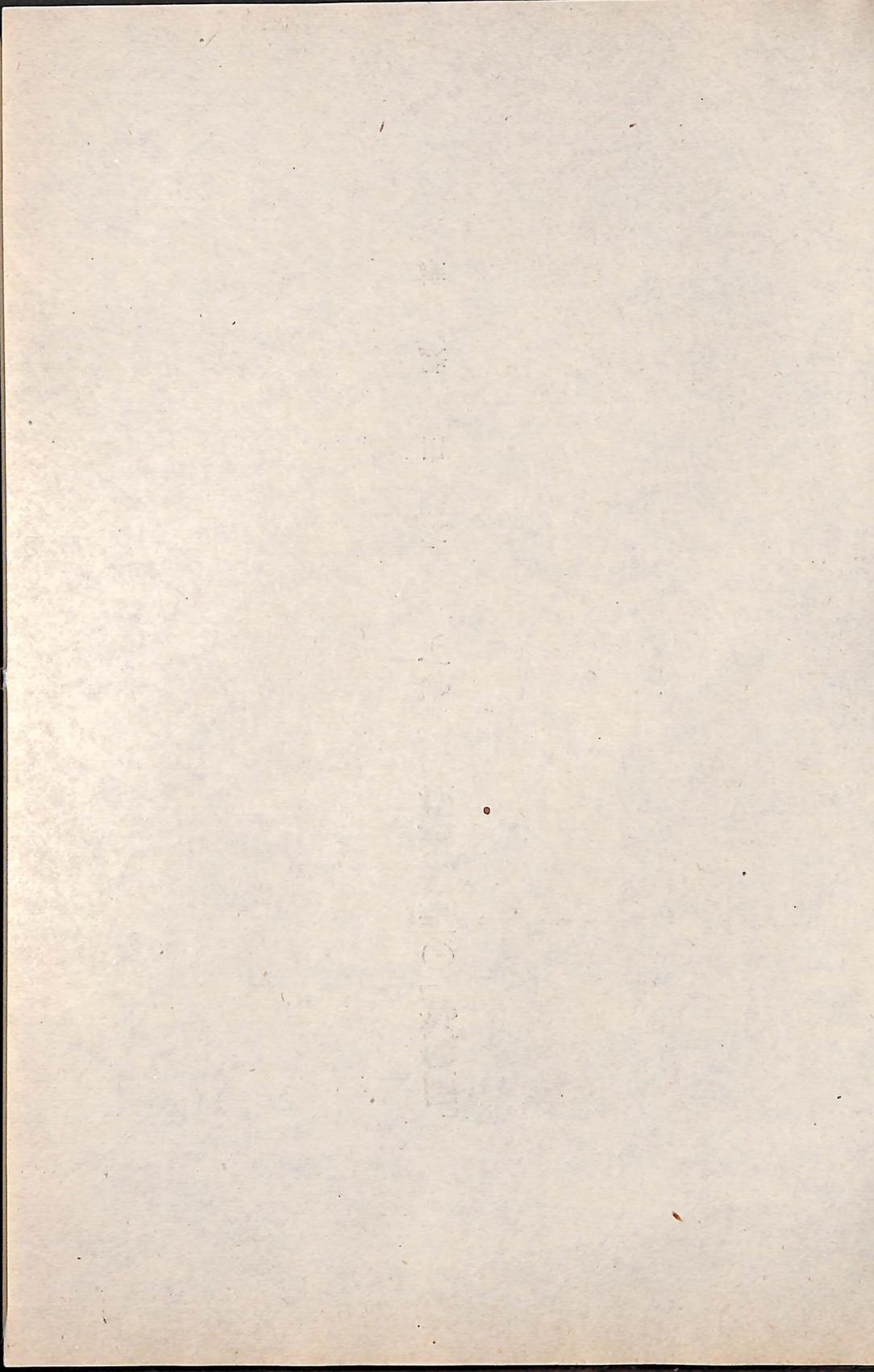
「圖像鈔」の編纂過程について

太

田

鉄

雄



平安朝に於ては、入唐八家によつて經典儀軌と共に多數の佛教圖像が請來せられたのを始めとして、大陸から經軌並びに圖像の移入せられたものが僅少でなかつた。^(註二) それ等が傳承の間に獨自の發展をなすと共に、こゝに諸尊法並びに諸尊の形像についてこれを類集せんとする機運の生じ來たつたことも當然であつた。藤原時代以降、組織的にこの企圖を遂行した代表的なものに、永嚴若くは惠什の「圖像鈔」（別名「尊容鈔」又は「十卷抄」）、常喜院心覺の「別尊雜記」、勸修寺覺禪の「百卷鈔」（「覺禪鈔」）、小川僧正承澄の「阿婆縛鈔」などがある。

これ等の中につても圖像鈔は先驅的な試みをなすものであり、諸尊法並びに諸經法について諸尊の梵號、密號、種子、三形、道場觀、印及び真言を類集し、諸尊の形像及び曼茶羅を圖出してゐる。併し、古來その著者については、保壽院平等房永嚴（承保二年皇紀一七三五—仁平元年皇紀一八一^(註三)）となすもの、或は信濃阿闍梨勝定房惠什（寂年未詳）となすもの、或はまた兩者の共著となすもの等、諸説あつて今日未だ確說を見ない。

註一 入唐八家の請來せる經軌並びに圖像については、諸家の請來目錄（大日本佛教全書二、佛教書籍目錄第二）並びに安然撰「諸阿闍梨真言密教部類物錄」二卷（同上）を參照、特に安然の卷下諸圖像部第二十。八家請來の諸圖像が、この上表の諸目錄以外に、所謂「錄外」のものを多數に含んでゐたことは言ふまでもない。

「圖像鈔」の編纂過程について

註二 八家請來以後の圖像の移入については、小野玄妙博士「唐宋五代趙宋時代の佛教畫——特に我が藤原時代に於ける新渡の圖像について——」（國華五、三、一五二、九號。同博士著「佛教の美術と歴史」再錄）參照。

註三 永嚴の傳記については、「諸門跡譜」（群書類從第四輯卷六十一）、「血脈類集記」第四卷寬助付法の條及び第五卷永嚴の條（眞言宗全書第三十九卷頁八九及び頁一〇八）、「野澤血脈集」第三卷寬助付法の條（眞言宗全書第三十九卷頁一二一）、及び「僧綱補任」第六（大日本佛教全書第一二三卷）の大治四年五年、天承二年、長承三年四年、保延二年四年五年、同裏書保延四年、康治元年の各條を參照。

一 古目録に現れたる圖像鈔

古目録をみると、「諸宗章疏錄」卷三には

○保壽院法印永嚴號_{二平等房}
○要尊法一卷

要尊法一卷
平等鈔_{二平等房}

○保壽院法印永嚴號_{二平等房}
○要尊法一卷

要尊法一卷
平等鈔_{二顯證錄}

○惠什

尊容鈔十卷_{二圖像鈔}亦云_二
十卷鈔_一出_二顯證錄_一

立印軌鈔出_二祕要鈔_一
勝語集二卷

括拾悉曇思惟要決鈔三卷○按。創舉鈔云。或小野僧正作。或古本與
批云。信濃阿闍梨作。指_二定房_一惠什_一歟。

とあつて、永嚴に圖像集、惠什に尊容鈔（又は圖像鈔、十卷鈔）の著のあることが記されてゐる。また「本朝台祖撰

述密部書目^(註五)を涉獵してみると、諸師の部と東密書の部に於て次の記述を見る。

十、抄、東寺。永嚴。阿處引目。

永嚴抄、仁和寺僧都
アサハ處々引

永嚴十卷抄

百卷抄、覺禪。諸尊類聚圖繪有。山崎以嚴有之行光房受法次第東寺名物永嚴十卷抄、覺禪百卷抄、覺阿發問集、大切口決也真教有此書談話

覺禪抄二百卷、京ニ所持ノ人アリト。諸尊ノ圖說等。○「行受ニ東寺ノ名物ハ永嚴ノ十卷抄、覺禪ノ百卷抄、覺阿發問集ト云々」

十、卷抄、惠什

即ち、永嚴に十卷抄（永嚴抄）の著があり、同書が東寺三名物の一であつたこと、並びに同名の十卷抄が惠什にもあつたことを知る。尙この外「諸師製作目錄^(註六)」の真言宗の部、並びに「釋教諸師製作目錄」の卷二、真言宗之餘の部にも、惠什（信乃阿闍梨）に十卷抄（圖像鈔）の著のあつたことが記されてゐる。「傳法院法並廣澤通用聖教等目錄^(註七)」には

圖像抄又云三十卷抄
十卷一箱

或云。平等房作。或云^ニ惠什作。俱通子細云々

とあつて、圖像鈔の著者が平等房永嚴であつたか、勝定房惠什であつたかについての疑問を明記してゐる。

ここに於て當然疑問として起つて來なければならないことは、永嚴にも圖像鈔（十卷鈔）の著があり、惠什にも圖

「圖像鈔」の編纂過程について

像鈔（十卷鈔、尊容鈔）の著があるとすれば、兩者は如何なる關係にあるものであるか、永嚴と惠什との合作になるものであるか、それとも兩者別々に同名の書を編輯せるものであるか、兩者の編纂の經緯如何といふ疑問である。この疑問に對して幾分かの解明を與へて呉れる記録に、「相承尊法等目錄」^{（目録）}一卷中の記事がある。

十卷抄 圖付箋云。宥證大僧正云。此ノ十卷ノ圖入ノ抄ハ。信濃ノ阿闍梨惠什ノ作也。八結等ニ云ニ信師此人也。此惠什ハ本ト住ニ御室廣澤邊一人也。後ニ有子細一往ニ住於酉酉。故酉酉ニモ用ニ此十卷抄。然モ本ト住ニ此方ニ時認置テ不持參故ニ自レ元暗記ノ事故。又於ニ酉酉ニ書之故。雖ニ大同也。聊宛有違云云。依通ニ于諸流ニ之書也。（略）即ち、十卷抄は惠什が御室廣澤に於て認めたものであるが、後、醍醐に移る時にこれを持參しなかつた爲めに、醍醐に於ても暗記によつて新たに書いた、從つて廣澤と醍醐とに大同小異の十卷抄があると云ふのである。

この間の事情を更に詳しく知る参考となるものに、亮觀法印天明六年（皇紀二四四六）書寫の覺禪鈔卷頭の押紙に記された記事^{（註十）}がある。

十卷抄は御室に有之勝語集^{（註十一）}に曰、平等房奉勅其時惠什闍梨御室のふもと衣笠山に住し玉ふ。依て惠什に命じて集しめ玉ふ。其後平等房惠什法流の事に付不和になり惠什去て勸修寺に住す。時の法務の曰、近比目出度書出づと。惠什曰く、我作なりと、其暗記せる所を錄して奉務に奉る、件の義故、小野には圖像鈔と言ひ廣澤には平等房の十卷抄と云。尤も圖像抄は暗記故に十卷抄とは少々文に相違有之然れども大都是全同之云云以上亮觀豐山豊春法印承之以上何れも比較的後年の記録又は書寫であるために、直ちに信用することは出來ないにしても、併し何等かの古い傳を書寫したものとすれば、永嚴が圖像集成の勅を奉じ、その撰集を惠什に命じたこと、並びに兩人が法流の争から

遂に同一の書に對して共に編者たることを主張するに至つたことを明かにすることが出来る。

今、これ等の記録に従つて、惠什が始め永嚴の許にあつて圖像鈔を撰集し、後、改めて醍醐に於て新たに圖像鈔を選述したとして、果して兩圖像鈔の間に幾何の差異があるのであるか。その差異によつて前後の兩著（今假りに前著を永嚴抄、後著を惠什抄と稱ぶことにする）を區別するに足る程のものであるか。

若し、現在、永嚴撰の圖像抄と惠什撰の圖像鈔とが、各々自筆本のまゝ残つてゐれば、兩者を比較考究することによつて、作者の問題も容易に解決することが出来るかも知れぬが、遺憾乍ら、現存するものは凡て後の寫本のみである。従つて、現在では、各所に所藏されてゐる數種の寫本を比較研究することによつて、永嚴抄と惠什抄との關係を推究するより外に途はない。

註四 大日本佛教全書第一卷、佛教書籍目錄第一、頁一六七、一七〇。

註五 大日本佛教全書第二卷、佛教書籍目錄第二、頁二一一、二二二、二二三、二二四。

註六 大日本佛教全書第二卷、佛教書籍目錄第二、頁三三四。

註七 「惠什因信乃阿闍梨 十卷抄圖亦云三圖像」（大日本佛教全書第二卷、佛教書籍目錄第二、頁三六八）

註八 大日本佛教全書第二卷、佛教書籍目錄第二、頁五四五。

註九 大日本佛教全書第二卷、佛教書籍目錄第二、頁五九六。

註十 この記事は、大日本佛教全書本の覺禪鈔にも、大正大藏經圖像部の覺禪鈔にも、收載されてゐない。獅崎庵氏「醍醐寺所藏の十卷抄」（國華三三八號）所引による。

註十一 惠什述「勝語集」上下（大正大藏經第七十八卷收載）を検索するも、「平等房奉勅云々」に相當する文字は見當らない。

「圖像鈔」の編纂過程について

二 現存の圖像鈔寫本

今、現存の圖像鈔寫本中、私の見聞し得た限りのものを凡そ年代順に列舉してみる。

書寫年代	所藏者	筆者	原本	軸數	註記
鎌倉時代					
建久四年（皇紀一八五三）	京都 醍醐 常樂院	高野山 圓通別處	持光院	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處
嘉祐二年（一八八六）	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處
文永四年（一九二七）	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處
延慶二年（一九六九）	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處
元亨二年（一九八二）	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處
吉野朝時代					
正平十三年（二〇一八）	肥後 願成院	大覺院	明了院	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處
室町時代					
江戸時代					
寛文九年（二三二九）	肥前鹿島 誕生院	大覺院	成明院	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處
延寶九年（二三四一）	高野山 圓通寺	壽院	成寺	高野山 圓通別處	高野山 圓通別處
快眞		實舜	印玄	貞叡	永嚴本
盛源		性舜	性玄	尊尊、善長嚴 海	永嚴本 ニ永嚴本ニ加フル ニ惠作本カ
圓通寺本		常樂院本	永嚴本ノ系統	常樂院本カ	常樂院本カ
十九	十	一	九	三	十四
					十九
					第十卷ハ新寫ニヨル 足裏書及ビ新寫ニヨル補 足多シ（佛教全書本）
					（大正圖像本）
		願成寺本ト一具ヲ成 スモノ			

貞享四年（二三四七）延享二年（三四〇五）

大覺寺宥演

圓通寺本

六七

高野山光明院（賸寫）

東京帝室博物館

惠什系ノ轉寫力

東寺觀智院本

成田圖書館

一切經刊行會

東京帝室博物館

（賸寫）

惠什系ノ轉寫力

尙、本論を進める上に必要と思はれる醍醐寺本、常樂院本、圓通寺本の奥書を左に列記する。

一、醍醐寺本の奥書

第一卷

保延五年秋比奉爲 上皇草進之 前權少僧都 永嚴 交點了

第二卷

本云

保延五年秋比奉爲 上皇草進之 前權少僧都 永嚴 交點了

第三卷

本云

保延五年秋比奉爲 上皇草進之 前權少僧都 永嚴 交點了

第四卷

本云

保延五年秋比奉爲 上皇草進之 前權少僧都 永嚴
建久四年七月廿八日校點了

第五卷

保延五年秋比奉爲 上皇草進之 前權少僧都 永嚴

交點了

第六卷

保延五年秋比奉爲 上皇草進之 前權少僧都 永嚴

第七卷

保延六年春比奉爲 上皇草進之 前權少僧都 永嚴

第八卷

保延六年春比奉爲 上皇草進之 前權少僧都 永嚴

第九卷

保延六年春比奉爲 上皇草進之 前權少僧都 永嚴

〔第十卷 新寫を以て補足〕

即ち、醍醐寺本は、永嚴が鳥羽上皇の御爲めに保延五年秋より保延六年春にかけて草進せるものを原本として、建久

四年（一八五三）七月書寫せるものである。（書寫の人名を缺いてゐることは惜しい。）

每卷奥書の末に

或人令^三活却^二之間爲「令^三法久住真言興行^一留^レ之者也。永正七年三月十九日 佛子長典^{生六六}
午夏十六^{註十四} と記されてゐる所よりみれば、永正七年（二一七〇）大和長谷寺の學僧長典が本書を手に入れたことは明かであるが、
その後の來歴を詳かにしない。

二、常樂院本の奥書

尊容鈔第一或名圖像鈔 諸佛部上

嘉祿二年五月五日書寫了 徽尊

〔別筆〕九月廿六日交點了

尊容鈔第二 諸佛部下

書本云

平等房十卷抄^{云々} 真實ニハ惠什闍梨集之

尊容鈔第三 經法等

嘉祿二年六月廿六日依師御銘十卷之内二卷書寫了 佛子嚴貞

〔別筆〕一交了

尊容鈔第四 諸菩薩上

書本云

依仰書寫之但依爲急速事梵漢并繪圖三形等

嘉祿二年七月日於長覺寺地藏院書寫了 執筆沙門善長

〔別筆〕
二交了

〔別筆〕
寶永二年三月四日於金剛峯寺以正本校合畢

尊容鈔第五 諸菩薩下

嘉祿二年十一月廿九日書之

交了

尊容鈔第六 觀音部上

嘉祿二年六月廿三日依師御銘十卷內二卷書寫畢 佛子嚴貞

一交了

尊容鈔第七 觀音部下

尊容鈔第八 怨怒部

嘉祿二年五月七日書寫畢 敦尊

〔別筆〕
同日交點了注ノ朱付ヶハ本ニハ以墨書シテ朱ト云注ヲツク

仍今以朱注雖然猶不審若僻案歟後日ニ以他可交合

尊容鈔第九或云圖像鈔 諸天部上

嘉祿二年丙戌六月廿一日書之

一交了

尊容鈔或云圖像鈔 諸天部下

嘉祿二年七月日於長覺寺地藏院爲佛法興隆書寫了

執筆沙門善長

〔別筆〕享保二十乙卯天七月下完修補之 以北林院之本校合之畢

東大寺龍松院經藏

〔別筆〕右本秀慶所持予遺物ニ所受之内也

依無相違延享元甲子年三月從龍松院復受之了

洛西沙門敵覺

即ち、常樂院本は、嘉祿二年（一八八六）五月より十一月の間に、叡尊が第一卷・第八卷を、嚴貞が第一、第三、第五、第六卷を、善長が第四、第十卷を書寫したものである。（第七、第九卷の筆者は不明。）

第四卷の奥書によつて、寶永二年（二三六五）金剛峯寺に於て正本を以て校合したこと、第十卷の奥書によつて、鳴瀧常樂院敵覺が秀慶僧正（承應二年—享保五年）の遺品として本書を受けたこと、享保二十年（二三九五）東大寺龍松院に於て修補し、同寺北林院の本と校合したる上、延享元年（二四〇四）再び敵覺が領取したことを知り得る。

筆者三人の中、叡尊（建仁元年一八六一—正應三年一九五〇）は興正菩薩のことであり、その傳記は諸書に詳しく、改めてここに記するまでもない。圖像鈔を書寫した嘉祿二年は、彼が二十六歳の時であり、信惠阿闍梨に師資の禮をとつて、醍醐長岡の間に隨侍してゐた時代である。^{〔註十七〕}

尙、叡尊については、「畫工便覽」に

善繪摸寫洛之嵯峨釋迦之影像、至于今和州三輪大五輪寺深寶之、其外圖繪居多云云

「圖像鈔」の編纂過程について

とあり、「扶桑名公畫譜」^{〔註十九〕}にもほぼ同様の記述があるところからみて、彼が繪を善くしたことを窺ひ得る。

常樂院本の奥書中、特に注意すべきは第二卷の奥書である。

書本云

平等房十卷抄云云 真實ニハ惠什闍梨集之

これによつてみれば、嘉祿二年、即ち永嚴が圖像鈔を草進した保延五年を距ること八十餘年、鎌倉初期に於て既に圖像鈔の撰者に關する疑問が生じてゐたのである。(正平十三年書寫の願成寺本圖像鈔の第一卷にも、これと全く同一の奥書が寫されてゐる。この點などから考へて願成寺本は常樂院本の系統を引くものと推測される。)

尙、高野山光明院所藏の、延享二年(二四〇五)觀智院藏本を以て略寫補足せる六軸の中、菩薩部の奥書に^{〔註二十〕}も右鈔全部十卷或惠什集云云或永嚴記云云可尋定説也

先師法印所持本當卷依令闕申出上乘院宮御本書加之畢

寫本文字繪様等頗以有不審重比較證本可令精研也

應安六年四月廿九日

權少僧都賢寶^{〔註二十一〕}生

平等房法印自筆本披覽之處依鳥羽院勅定撰集即奉授上皇之由奥書載之了

然者惠什抄者僻事歟□兩人各談話令集記歟可尋之

〔朱書〕
東寺長福寺之本奥書に

明王部 保延六年春比奉爲上皇草進之 前權少僧都永嚴

延享第二龍轉乙丑初秋廿一日以觀智院藏本令弘嚴法印贍寫納大經藏祕函了。淨土院僧正賢賀住生六十二載とあつて、應安六年（一二〇三二）東寺の賢寶（元弘三年一九九三—應永五年二〇五八）も同様の疑問を抱いてゐたことを知り得る。これ等の點より考へて、先きの「相承尊法等目録」の記事や亮觀の記事も決して根據のないものではなく、何等かの古い傳を書寫したものと考へられる。

三、圓通寺本の註三十奥書

圖像卷第一 五佛

延慶二年六月五日於仁和寺真光院書寫了。 金剛佛子印玄生三十二年

次年七月十八日二校了

圖像卷第二 佛頂等

延慶三年五月十八日於桂宮院書寫了。 金剛佛子印玄生三十三年

同六月三日二校了

圖像卷第三 經

延慶三年五月十七日於桂宮院書寫了。 金剛佛子印玄生三十三年

同六月七日二校了

圖像卷第四 祕法等

延慶三年六月二十五日於仁和寺南勝院書寫了。 金剛佛子印玄生三十三年

「圖像鈔」の編纂過程について

同七月十六日二校了

圖像卷第五 菩薩

延慶三年六月七日於仁和寺真光院書寫了

金剛佛子印玄生
三十三年

同七月十七日二校了

圖像卷第六 觀音上

延慶二年七月十七日於仁和寺南勝院書寫了

金剛佛子印玄生
三十二年

同三年六月十七日二校了

圖像卷第七 觀音下

延慶三年六月十六日於仁和寺南勝院書寫了

金剛佛子印玄生
三十三年

同七月十六日二校了

圖像卷第八 怨怒

延慶二年七月十五日於仁和寺真光院書寫了

金剛佛子印玄生
三十二年

同三年六月九日二校了

圖像卷第九 天等上

延慶二年六月二十五日於仁和寺真光院書寫了

金剛佛子印玄生
三十二年

次年七月十三日二校了

圖像卷第十 天等下

延慶三年六月一日於仁和寺南勝院書寫了 金剛佛子印玄_{生三十三年}

同十日二校了

筆者尊壽院法印印玄_{生三十三年}は禪助の付法にして、號を文妙上人といふ。

永嚴著「要尊法」の仁和寺所藏_{生三十三年}の寫本の奥書に

延慶三年正月五日於仁和寺真光院矢庫房前大僧正御房御本書寫了

金剛佛子印玄_{生三十三年}

同二十六日三校了

とあるところから見ると、印玄は延慶二年には六月七月と圖像鈔を寫して、翌年正月には「要尊法」を寫し、同年の五月六月にはまた圖像鈔を寫してゐる。當年三十二、三歳の印玄が如何に祕密事相の研究に熱心であつたかを證するものでなければならない。

「本朝畫史」下に

金剛佛子印玄 善畫佛像。其圖數卷在於東寺寶輪院、其卷尾曰、延慶三年六月十六日於仁和寺南勝院畫、行年三十三、此外不見雜畫。

とあり、「扶桑名公畫譜」_{生三十三年}にも同様の記述がある。「延慶三年六月十六日於仁和寺南勝院畫、行年三十三」といふのは、圓通寺本の第七卷觀音部下の奥書と一致する。従つて本朝畫史の「圖數卷」といふのは、該寫本を指すものでなければならない。してみると本朝畫史出版の延寶六年（一一三三八）以前頃には、この印玄の寫本は東寺寶輪院にあつ「圖像鈔」の編纂過程について

たものかも知れない。(本朝畫史の記述が更に他の書物からの引用であれば、又別であるが。)

尙、印玄の圓通寺本の第十卷、氷掲羅天の二圖の中の一葉(大正圖像の第一三〇圖)^(註二十七)に、

書本無此像。然而南勝院本有之。仍入之了。

ある所からみると、印玄が圖像鈔を書寫した當時、仁和寺南勝院には圖像鈔の別本があつて、印玄はそれを參照したものと考へられる。然るに、印玄が第十卷を寫したのは同じく南勝院に於てである。してみると、當時南勝院には圖像鈔が二組あつたのであらうか。それとも「書本」は他からこれを借りて來たものであらうか。

以上、現存の圖像鈔寫本の大略を表にし、その中最も主要なる醍醐寺本、常樂院本、圓通寺本の奥書を觀てみた。

先きの表によつて知られる如く、現存の寫本中最も古いものは醍醐寺所藏の圖像鈔であり、而も醍醐寺本はその奥書によつて、保延五年秋より六年春にかけて永嚴が鳥羽上皇の御爲めに撰集せるものの書寫であることが明かである。従つて、これを永嚴抄とすることに異論を挾む餘地はない。

今、この醍醐寺本を基準として、その他の寫本を校合し、その出入を比較研究すれば、永嚴抄と惠什抄との關係が明かにされ得るであらうが、遺憾乍ら、私は醍醐寺本の現品を未だ一見するの機會を得ない上に、醍醐寺本は大正大藏經圖像部にも、大日本佛教全書にも收載されてゐない。従つて、この寫本については、僅かに獅崎庵氏の「醍醐寺所藏の十卷抄」について聞くより外にない。

併し、幸にして、大正大藏經圖像第三卷に收載されてゐる圓通寺本が、その内容に於て醍醐寺所藏の前九卷本と一致するところから、この圓通寺本を以て永嚴抄に代用させつゝ論を進め得ることである。^(註二十八)

〔註二十九〕 小野玄妙博士によれば、醍醐寺本、常樂院本、圓通寺本、成田圖書館本、一切經刊行會所藏本の五本を比較對見の結果は、圖像鈔に古來二種の別異の本が寫傳されてゐて、その二本の中の一は永嚴抄であり、他の一が惠什抄であることが了得せられ、惠什抄系の本と目されるものの中、最も古い寫本は嘉祿二年書寫の常樂院本であるといふ。——

幸にして、常樂院本は大日本佛教全書の別卷として、寫眞版を以て複製されてゐる。

從つて、圓通寺本（大正圖像本）と常樂院本（佛教全書本）とを比較研究することによつて、圖像鈔の著者の問題の解明に對して一つの手がかりを得ることが出来る。

註十二 小野玄妙博士「延慶二年仁和寺印玄寫圖像」（佛教の美術と歴史、頁七七一）参照。

註十三 この醍醐寺本の奥書が、十卷抄の著者を永嚴とする最も古い有力な資料であり、阿婆縛抄の序文の抄中所引書の項（大正圖像第八卷頁七四四）に、「十卷抄 東寺永嚴僧都抄」とあることも、永嚴を十卷抄の著者とみる有力な根據をなしてゐる。

註十四 獅崎庵氏「醍醐寺所藏の十卷抄」（國華三三八號）所引による。

註十五 「密教大辭典」に醍醐寺本を以て「永正七年長典所寫」とせるは誤りである。

註十六 諸宗章疏錄、興正菩薩傳、元享釋書第十三、律苑僧寶傳第十二、神子禪師睿尊大和尚年譜、東國高僧傳第十、本朝高僧傳第五十九、等。

註十七 本朝高僧傳第五十九。

註十八 日本書論大觀、中卷頁一〇八六。

註十九 日本書論大觀、中卷頁一二〇七。

註二十 嚴貞（元久二年一八六五年、寂年未詳）については、律苑僧寶傳第十二（大日本佛教全書本頁一三八）及び本朝高僧傳第五十九（大日本佛教全書本頁七七八）参照。常樂院本を寫せる嘉祿二年には、嚴貞は僅かに二十二歳である。

「圖像鈔」の編纂過程について

註二十一 水原堯榮氏「願成寺の圖像抄と其の別本」(東洋美術第十九號)所引による。

註二十二 圓通寺本十卷抄は、最近、東京市松田福一郎氏の有に歸し、昭和十一年九月十二日重要美術品に認定せらる。

註二十三 印玄については、諸宗章疏錄第三卷眞言宗廣澤の部、及び野澤血脉集第三卷傳法院流の部を参照。

註二十四 仁和寺所藏の「要尊法」は、大正大藏經第七十八卷所藏の要尊法とは別本にして、大藏經の同書の欄外に、別本としてこの奥書が記されてゐる。

註二十五 日本書論大觀中卷頁九七五。

註二十六 同中卷頁一二〇八。

註二十七 常樂院本にはこの圓通寺本の第一三〇圖に相當する圖が缺けてゐる。

註二十八 小野玄博士「延慶二年仁和寺印玄法印寫圖像」(佛教の美術と歴史、頁七七一)を參照。

註二十九 同上頁七六九。

三 問題穿鑿の方法

この問題を解決するに役立つと思はれる諸方法を考へるに、

一、永嚴と惠什の兩者の傳記を詳細にすることによつて、兩者の圖像鈔撰集の經緯を明かにすること。

二、圖像鈔以後に於て企てられた諸尊圖像集成の諸書、特に「別尊雜記」「覺禪鈔」「阿娑縛抄」「四家鈔圖像」等に、「惠什十卷抄」「惠什記」「惠什闍梨記」「永嚴十卷抄」「東寺永嚴十卷抄」等と記して引用せられてゐる部分を、相互に比較してみると、永嚴抄と惠什抄との關係を明瞭ならしめること。

三、小野玄妙博士の説に従つて、永嚴抄系の古寫本と見なされる圓通寺本と、惠什抄系の寫本と見なされる常樂院本とを比較研究することによつて、兩抄の性質を明かにすること。

以上の三つの方法が考へられるが、併しこの中、第一の方法は永嚴の傳記が稍々詳細に知られ得るのみで、惠什の傳記は今日のところ僅かに断片的に覗ひ得られるにすぎないために、この方法のみを以て先きの問題を解決することは殆んど不可能である。従つてこの方法は、第二、第三の方法に資料を提供する程度の補助方法に止まらざるを得ない。本小論に於ては、保延元年より保延六年にわたつて惠什が口述せる「勝語集」二巻(大正大藏經第七十八卷收載)を參照するにとどめる。

第二の方法は、永嚴抄、惠什抄の問題を明かにするに、最も有力であるのみならず、圖像鈔が、一般に諸尊圖像集成の歴史に於て如何なる地位を占めるかを明かにすることが出来ると共に、更に廣く一般に、藤原期より鎌倉期にかけての圖像集成の事業の歴史的な發展と、それの有つ美術史的並びに精神史的意味を明かならしめ得るものとして、興味ある方法である。併し、これは他日に完成を期せざるを得ない。ただ、本小論に於ては、便宜上「四家鈔圖像」(大正大藏經圖像第三卷收載)を論證の資料として參照する。それは、「四家鈔圖像」には「惠什記云」として引用してゐる個所が相當多量にある上に、その引用中には、興味ある示唆を與へるものがあるからである。

第三の方法は、圓通寺本が大正大藏經の圖像部に印行され、常樂院本が大日本佛教全書の別巻として刊行されてゐるために、最も手近かな方法であるのみならず、一は永嚴抄系の寫本として完備せる最も古いものであり、他は惠什抄系の寫本として完備せる最古のものであるが故に、圖像鈔の諸種の寫本を比較研究するための基礎をなすものとし

て、何よりも先づ必須な仕事でなければならない。この小論では、この方法に基いて永嚴抄惠什抄の問題の解明につきの寄與をしようとするものである。

註三十 永嚴の傳記については註三を参照。

四 常樂院本と圓通寺本

常樂院本と圓通寺本についての諸家の見解をここに摘録すれば、

小田慈舟氏^{〔註三十〕}は、「別尊雜記」等に惠什の説として引用せる所が、兩寫本とほぼ一致するところから、兩寫本とともに惠什の作であつて、永嚴の作ではあるまいと言ふ。併し、「別尊雜記」等に惠什の説として引用せる個所が兩寫本と一致するからといって、直ちに兩寫本ともに惠什作と見なすことは許されない。何故なら、「別尊雜記」に惠什の説として引用せる所は、小野玄妙氏が永嚴抄系の寫本と見なしてゐる圓通寺本とも一致すれば、また惠什抄系と見なしてゐる常樂院本とも一致するからである。

小野玄妙氏は、先にも述べた如く、圓通寺本は醍醐寺本の前九卷と一致する所から當然永嚴抄であると考へ、常樂院本は、古筆の部分についていへば、永嚴抄であるらしいが、後日校合補寫せる部分、特に多量の裏書を具せしめた結果、永嚴抄ならざるものとなつて、實質的に惠什抄になつてゐるものであらうと考へる。即ち、兩種の本を比較するに、一見したところでは、その結構といひ、引據の文といひ、大差はない様に見受けられるが、併し、些細に検すると可なりの異錯があつて、各尊法の初に圖出されてゐる三昧耶形などに可なりの出入があり、裏書は永嚴抄系の本

に少ないので反し、惠什抄系の本には甚だ多く、特に第七卷の觀音部に於て、水月觀音、楊柳觀音の二尊法、及び千手觀音の四十手持物は、醍醐寺本、圓通寺本等に缺けてゐるのみでなく、常樂院本に於ても、その古寫の部分にはこれを缺き、新寫を以て補つてゐる、これはもと永嚴抄になかつたものを、惠什抄で附加したものと思はれる、と推論してゐる。

春山武彦氏〔註三十二〕は小野玄妙氏の所説をそのまま踏襲してゐる。

兩寫本を實際に調べてみた結果は、小野玄妙氏の所説が肯綮に當つてゐることを思はしめる。本論に於ては、圓通寺本は永嚴抄系の寫本であり、常樂院本は惠什抄系の寫本であらうとの想定の下に、兩寫本を比較しつゝ、更に「四家鈔圖像」に「惠什記云」として引用せる所を參照しつゝ、問題に検討を加へてみることとする。

註三十一 佛書解說大辭典「十卷抄」の項。

註三十二 春山武彦氏「密教の佛像佛畫」三（佛教考古學講座第十五卷頁二〇八）

五 兩寫本の異同と四家鈔圖像

印玄書寫の圓通寺本は、十卷全部完備してゐる上に、寫本も立派であり、色彩の施された見事な善本である。（大正圖像本は、圓通寺本を印行するに、圖像の部分は色刷で出してゐるが、本文の部分は寫眞版で示さずに活字に移してゐるために、寫本としての性質を稍々明瞭にし得ない憾みがある。）

常樂院本は、筆者は叡尊（興正菩薩）と他二人であつて由緒の明かなものであり、叡尊については、繪を善くする

「圖像鈔」の編纂過程について

といふ事が諸書に見へてゐる程であるにも拘らず、常樂院本の圖様は決して優筆とは言ひ得ない。むしろ圖柄は疎略であり、筆蹟も稚拙である。特に各尊の顔容など、これを圓通寺本と比較すれば甚だ拙劣である。その上に、常樂院本は圖に彩色を施さずに、「紺」とか「肉白色」とか、圖の横に註記して色彩を示すに止まり、如何にも忽々の間の書寫であることが窺はれる。その本文の書寫にしても、文章の行を分ち段落をつけるに、意味の理解なしに行つてゐるかと思はれる個所が多々存在してゐる。

この様に、寫本としての性質には相等優劣の差が認められるが、こゝでは、それを度外視して、専ら兩者の内容上の異同を検討する。

一、裏書について。

(イ) 兩寫本ともに同じ裏書のあるもの、

註三十三、佛眼、十四、尊勝佛頂、二三、法花經法、二四、孔雀經、四二、五字文殊、七二、多羅菩薩、七八、不動明王、

(ロ) 圓通寺本にのみ裏書があつて、常樂院本に缺けてゐるもの、

十一、一字金輪、十二、大佛頂法、一一〇、四天王像法、

(ハ) 常樂院本にのみ裏書があつて、圓通寺本に缺けてゐるもの、

十五、藥師如來、十六、善名稱吉祥王如來、二〇、仁王經、二九、五大虛空藏菩薩、三一、普賢延命菩薩、三三、八字文殊、三四、愛染明王、三七、大隨求菩薩、三九、彌勒菩薩、四四、持世菩薩、七一、多羅菩薩、七六、青

頸觀音、八三、降三世、八四、軍荼利、八五、大威德、八六、金剛夜叉、八七、無能勝明王、八八、步擲明王、
一〇一、歡喜雙身法、一〇二、吉祥天女、一〇六、鳩摩羅天、一〇七、東方天、一〇九、西方天、一一一、帝釋、
一二四、摩利支菩薩、一三一、水天供法、一三四、北斗法、一三五、焰魔天、一三八、深沙神、一四二、大黑天
神法、（この外、常樂院本は第六卷に於て、卷末に裏書を七つ集めて記載してゐる。）

二、本文及び朱筆について。

(イ)常樂院本に存在する本文の一部又は朱筆の一部が、圓通寺本に於て缺けてゐるもの、

十、天鼓雷音如來、十三、佛眼、十五、藥師如來、二〇、仁王經、二四、孔雀經、二九、五大虛空藏菩薩、三一、
普賢延命菩薩、三六、大勝金剛、三七、大隨求菩薩、五三、馬鳴菩薩、六〇、七俱胝佛母、六一、如意輪、六八、
不空羈索、七一、白衣、七四、大勢至、七八、不動明王、一〇二、多聞天、一三一、水天供法、（水月觀音、楊
柳觀音の二尊法、及び千手觀音の四十手持物は、圓通寺本は勿論、常樂院本に於てもそれの古寫の分にはこれを
缺き、新寫を以て補つてゐる。）

三、圖について。

(イ)常樂院本は馬頭圖二葉の中の一葉、及び冰揭羅天圖二葉の中の一葉（圓通寺本に「書本無此像。然而南勝院本有
之。仍入之了。」とある一葉）を缺き。

(ロ)圓通寺本は太元明王圖二葉の中の一葉（常樂院本に「是小栗柄像也」の註記ある一葉）を缺く。（大正圖像本は、
この一葉を醍醐寺本を以て補つてゐる。）

四、四家鈔圖像との關係について、

(イ)四家鈔圖像に「惠什記云」として引用せる記述が、常樂院本にも圓通寺本にも見出されて、三者全く一致するもの、

二四、孔雀經、七八、不動明王、八三、降三世、八四、軍荼利、八六、金剛夜叉、八七、無能勝明王、九〇、烏瑟澁摩明王、九六、太元明王。

(ロ)四家鈔圖像に「惠什記云」として引用せる記述が、常樂院本にのみ見出されて、圓通寺本に缺けてゐるもの、

七八、不動明王、

以上、兩寫本の異同を概観したが、今その要旨を摘出して、常樂院本の特徴をみると、

一、常樂院本は裏書が非常に多量であること、

二、觀音部に於て新寫の補足による二尊法等のこと、

三、四家鈔圖像に「惠什記云」として引用せる記述の中、唯一箇所ではあるが、常樂院本にのみ見出されて、圓通寺本に缺けてゐるものあること。

私がここに強調したいのは、この常樂院本の特徴の中、第三の特徴である、即ち、この第三の點を通して、常樂院本と圓通寺本との相異の所以を明かにし、惠什抄と永嚴抄との成立過程を推究し得ると思ふからである。

「四家鈔圖像」の不動明王數葉の中、第一四二圖には、圖の右側に

惠什記云

百光房如法堂不動張後被畫此尊

房主之不動尊云々

とあり、第一四三圖には、

惠什記云

花林房隨意曼荼羅中有此尊

とある。この二つの「惠什記云」としての引用句は、圓通寺本には全然缺けてゐるが、常樂院本には裏書として存在
〔註三十四〕
してゐる。

「四家鈔圖像」が惠什抄の原本（若くは惠什抄の何等かの寫本）から「惠什記云」として引用した文句が、圓通寺本（永嚴抄系本）に缺けてゐるといふことは、即ち、惠什抄が永嚴抄より豊富であつたといふことは、先きに挙げた常樂院本のでなければならない。この惠什抄がその内容に於て永嚴抄より豊富であつたといふことは、先きに挙げた常樂院本の第一、第二の特徴をも説明するものであらう。即ち、惠什抄が永嚴抄より内容に於て稍々豊富であつたために、これを裏書によつて、或は新寫によつて補足しなければならなかつたのである。唯々ここに疑問として残ることは、一、それでは常樂院本はもとより永嚴抄であつたのか、二、惠什抄の豊富な部分が、凡て裏書や新寫を以て記されてゐるのは何故であるか。この裏書や新寫の部分が凡て本文として存在してゐた如き惠什抄がもとであつたのであらうか。
——今日のところ、私はもはやこれ等の疑問に答へることが出来ない。

唯、私をして憶測を逞しうすることを許されるならば、「相承尊法等目錄」の付箋や亮觀の記事のいふ如く、惠什は恐らく、勅を奉じた永嚴の許で圖像鈔の撰集を擔當し、そこで、一本を完成したであらう。併し、法流の争ひによ

つて勸修寺に去り、そこで新たに圖像鈔十卷を撰述した。併し、密教の事相に詳しい惠什は、この新たなる編纂に當つて、（永嚴に對抗する意味からも）彼の智識を傾けて前著よりは豊かな内容を有つた一書を作製したであらう。この豊かにされた内容の部分が、常樂院本に於ては多量の裏書や新寫による補足とならざるを得なかつたのではあるまいか。

私は、併しこの憶測を全く根據なしに行つたのではない。私の憶測を幾らかでも根據あらしめるために、惠什の経歴を考へ、彼の著「勝語集」二巻と圖像鈔との聯關係を考察することとする。

註三十三 數字は、大正圖像本に於ける各尊像の圖版番號である。

註三十四 この兩不動明王像に於ける註記は、別尊雜記（大正圖像第三、頁三五三、三五五）にも全く同様に惠什の説として引用されてゐる。別尊雜記の著者心覺は、法流の上では永嚴と同じ保壽院流を稟けてゐるにも拘らず、その著書には十巻抄の殆んど全部を、惠什の説として引用してゐるのであるからして、この兩不動明王像の註記が、別尊雜記にもそのまま引用されてゐるといふことは、極めて注意すべきことでなければならぬ。

六 惠什の経歴と「勝語集」

惠什は京都の人、中納言倚書兼輔八世信濃守伊綱の子であり、字を勝定、諱を齊朝（又は最朝）といひ、後に勅して惠什（慧什）と改め、世に信濃阿闍梨、又は釋王寺入寺と稱す〔註三十五〕といふ。

惠什の法脈については、「血脉類集記」〔註三十六〕第四に、

淳祐—真賴—雅眞—曆海—修仁〔第十代〕阿闍梨。付法一人。—増蓮阿闍梨—芳源〔第十一代〕阿闍梨號—惠什〔第十二代〕本名最朝。—相實〔第十三代〕院—法曼深覺入室。資。

とあり、「野澤血脉集」^(註三十七)第一にも

惠什阿闍梨本名胎藏^(註三十七)血脉云

大日—金手—掬多—無畏—玄超—惠果—弘法—真雅—源仁—聖寶—觀賢—淳祐—真賴—雅真—曆海—修仁—增蓮—

芳源—惠什文

但金界如^{ヘン}通途所傳^ト。尤淳祐以下^モ與^レ今同也。

石山内供并^ニ惠什血脉兩部各別傳。大師相承旨載^レ之。定有^ニ子細歟。

とあつて、安養房芳源の脈絡を繼ぎ、法曼院相實に法を傳へてゐる。尙、「野澤血脉集」^(註三十八)第三によれば、惠什の付法に宗寛がある。

花藏院流

聖惠—寛曉—宗寛號近江律師。本惠什阿闍梨付法也。凡野澤諸流琢磨。當流究^ニ淵源^一也。逐電後住^ニ勢州^一建^ニ一院^(號内證院)相承之聖教納^レ之。具記^ニ果寶^一看。濟甚—〔略〕

尙、「血脉類集記」第四には、白河院の第二宮二品法親王（法名覺念、後覺行と改められる）が寛治六年（一七五二）三月九日仁和寺觀音院に於て寛意大僧都により兩部傳法灌頂職位を授けられた時の讚衆十六の中に「最朝入寺」とあり、十弟子の中に「永嚴野」^下と記されてゐる。

宜淳の「明矢石論」第三、及び果寶の「我慢抄」、義寶の「摧勝述記」等によれば、惠什は天仁元年（一七六八）に「傳教大師受法不審」なる一書を著はして、最澄の密教灌頂受法について、資料を擧げて不審の點を記した。これに對して天台の方からは、翌年唐院真言藏下司職藥雋（或は松陽房真源ともいふ）が「天台宗遮那經業破邪辨正記」二

卷（略して「破邪辨正記」）を著して惠什の記を破釋せんとし、更に嚴勝も惠什の勘文をみて、「對破愚人誹謗祖師記」一卷を作つて、惠什の勘文を引いて破釋せんとした。これに對して更に東密側からは、果實が「我慢抄」一卷を以て、義寶が「摧勝述記」一卷（内題「東寺山門對辨抄」）を以て駁論を書いた。

「摧勝述記」の第一頁に

而今山門末學嚴勝法師天永二年二會講師所述有レ號ニ對破愚人誹謗祖師記。就ニ傳教大師消息ニ學ニ惠什闍梨本名齊朝勘文ニ具設ニ會

釋ニ柱成ニ立義ニ云云

とあり、また書中〔註四十一〕に

但惠什勘文依レ不ニ周備。嚴勝カ矯亂倍增歟。仍今備弘法大師記文並山家諸師連署。先摧ニ亂吹對破。次辨ニ兩門優劣。

また惠什は、嘉祥二年（一七六七）堀河天皇崩御の時、東密として最初の光明真言法を〔註四十二〕修した。

尙、惠什の傳記の上で興味あることは、彼が鳥羽僧正覺猷と密接な關係にあつたことである。このことは醍醐寺所藏の「八大明王圖像」の二本（大正圖像第六卷及び日本國寶全集第五十五輯）の奥書によつて明かに知られる。その中の良慶本と稱せられる一本の奥書を記すと

保安元年七月廿六日以前唐院傳本

令寫了山席主仁豪爲律師之時

以忠豪供奉令寫本也後三井

寺覺猷法橋潤色所被寫也彼忠豪

筆蹟故也

東寺齊朝記

良慶之

こゝに齊朝とあるのは、最朝即ち惠什のことであり、その記すところによると、忠豪供奉の寫本の筆蹟が疎略であるために、改めて覺猷法橋に潤色してこれを寫させたといふのであり、興味ある一挙話でなければならない。尙、この奥書によつて、保安元年（一七八〇）には、惠什が東寺にゐたことを知り得る。

「覺禪鈔」仁王經上（大正圖像第四卷貞二一八五）の次の記事も亦、惠什が覺猷と相識つてゐたことを物語つてゐる。右五方曼茶羅者、大師御筆也、（中略）其後佛師某傳之、後奉渡三井覺祐僧正房（（朱）惠什云正本覺猷僧正被持）以件本三寶院僧正寫止、（下略）。

次に惠什の著作としては

圖像鈔（尊容鈔）十卷

勝語集二卷

立印軌鈔

捨悉曇思惟要決鈔三卷

印信謬譜

五祕密口決

「圖像鈔」の編纂過程について

等が擧げられる。

この中「勝語集」二巻は、保延元年十二月から保延六年に至る間に、釋迦院自證房覺印（承德元年一七五七—長寛二年一八二四）が勝定房惠付の邊に於て受習した事を筆記したものである。保延五、六年は永嚴が圖像鈔を鳥羽上皇に草進した年であるからして、若しも惠付が、「相承尊法等目録」や亮觀法印の記事の示す如く、圖像鈔草進の事業に携つてゐたとするならば、保延六年迄の談話筆記たる「勝語集」には、その内容に於て、圖像鈔と相一致するものがなければならない。

尤も「勝語集」の奥書には、

本批云、

寫本記云。長寛元年四月上旬。以釋迦院御草本自筆云々同比蒙許了。命云。先年於勝定房邊受習間。聞事等悉是後十卷抄外事等注之也。云云。

建永二年丁卯五月四日於高野山中院紙窓書寫之了。此抄尤至要事也。尤可祕之。圓遍

承仁元年十月七日夜半燈下書之。金剛資良禪

同次日雨中朱點了 同日一校了

〔略〕

とあつて、勝語集には十巻抄以外の事が多く語られてゐるけれども、併し、悉くが十巻抄以外のことではなく、十巻抄と相一致する部分も少くない。殊に、わざ／＼ことわつて十巻抄外の事を記すと言つてゐるのが、却つて、惠付が

十卷抄に關係してゐたことを裏書するものでなければならぬ。

勝語集は談話を筆記したものであるために、一定の順序もなく雜然と記されたものであるが、今これを整理して圖像鈔と對照してみると、諸尊の梵號、密號、種子、三形或は所引の儀軌等に於ける一般的な一致は姑くこれを省略しても、密教史乃至美術史上的具體的事實の記述に於て互に相一致する部分が相當にあり、この側面だけを摘錄對照しても次の様な結果となる。

圖像鈔

勝語集

一三、
佛眼

種子〔梵字一字〕字變成金剛眼形〔圖略〕是出石山內

供、金剛界次第

又〔梵字一字〕字爲種子。三昧形五眼在光臺中是出長慶君護摩次第

二二、六字經法

本尊曼荼羅有多種。一者醍醐方所用。中尊一字金輪。

周匝安六觀音。其觀音形像持物未知本說。法成、寺被造觀音之剎。仁海律師勘文云。依先師所傳注進之云其文

(保延元年十二月十一日の條)

佛眼種子三形事

〔梵字一字〕〔圖略〕依石山內供、金剛界次第也

〔梵字一字〕三形有光臺中依長慶公胡摩次第

(保延五年二月十六日の條)

六字曼荼羅事

〔梵字及圖略〕成僧都、自筆梵字本如此。成僧都從貞觀寺之經藏得之。〔梵字一字〕字如何。若空點消失歟。此

可尋之。貞觀寺經藏有種子曼茶羅。〔略〕以「梵字一字」爲種子之條未見本說。成尊僧都自以貞觀寺本所書寫本。

紙一枚有種子七字。〔略〕

三九、彌勒菩薩

〔略〕此印用〔略〕真言也。是依法、皇、金剛界次第歟。此真言無說所也。安然云。梵號加種子并唵ソハカ爲真言歟。

五六、馬頭

〔略〕此事似焰曼德迦法。雖然智證大師請來此乘牛像。以是思之。二卷儀軌有唐朝歟。

(保延二年二月五日の條)

馬頭乘牛像二卷軌有之。智證大師又此像請來之。

(卷下の始)

二卷儀軌乘牛像事。智證大師請來云云

(保延元年十二月二十日の條)

但世多圖造左持蓮花右說法印之像。今石、山、寺如意輪是也。當于先所引如意輪陀羅尼經所說像。〔略〕右所引二臂像與石、山、寺像頗有相違。從昔所造畫二臂像。皆右手作施無畏。左手於膝上作願印垂下。左足坐盤石上。大和國、龍蓋寺丈六如意輪像亦同之。東大寺大佛、

曼茶羅六觀音像。仁、海、僧、正、注進狀云。依先師口傳云云仍本文之事歟。

(保延五年正月六日の條)

彌勒真言事。〔真言略〕此真言無本說。只有金剛界法、皇、次第并安然對受記云云。〔略〕梵號加種子也。〔略〕

山殿左方如意輪亦同之垂下左足。但石山寺燒亡之時。寺僧拜見之。左手作與願安膝上垂下。右手持蓮花。花上安如意寶珠。其花莖分三枝。一枝未開花。今一枝荷葉也。

六八、不空羈索

但三本經但言三目八臂。不說八臂持物。依何可畫乎。

爰尋徃古像可爲證本。

昔長、岡、右、丞、相、被造丈六像。

其像安置興福寺南圓堂。

弘法大師以是爲本尊修行不空羈索

法。靈驗揭焉。

藤氏于今仰崇彼堂。故付彼本可畫也。

三目八臂冠中有立化佛。〔略〕

私云。〔略〕又三卷經初所說真言。除歸命句而可誦之。

（保延二年三月八日の條）

依三卷儀軌可修之也。〔略〕端真言除歸命句加〔梵字一字〕字可用之。持易。功德殊勝。仍先師芳源阿闍梨行此法時如此。

（卷下の始）

八四、軍荼利
儀軌云不空。次說本尊身相應四面四臂。〔略〕

「圖像鈔」の編纂過程について

良辨僧正建立也。彼僧正所造二臂如意輪既與願施無畏也。今在東大寺。加之僧正師義淵僧都建立龍蓋寺如意輪又以如此。鎮西觀世音寺如意輪像又以如此施願無畏也。未勘本說歟。

（保延元年十二月十四日の條）

三目八臂像未見本說。但可依長、岳

右丞相南圓堂像云云

（保延五年二月二十日の條）

三目八臂三經不黃色頂上有立化佛。〔略〕長、岳、右、丞、相、丈六圖如何。今在南圓堂云云

布也。依陀羅尼集經歟。第八卷
有之。

右像五大尊中不見。但金岡筆跡五大尊中畫四面軍荼利
明王也。東寺講堂五大尊中軍荼利一面八臂。違上引
軌文。依何文乎。陀羅尼集經第八云。〔略〕

東寺像依此經歟。可拜

合講堂像。

智證大師請來五大尊中軍荼利一面八臂。〔略〕

八五、大威德

胎藏圖云。〔略〕

東寺講堂五大尊中像同之。但乘臥水牛上。三井寺智證
大師五大尊中大威德。不結印持弓箭。以蛇爲瓔珞。坐
水牛上。自餘如上。〔略〕八字文殊軌云。〔略〕

（保延二年三月五日の條）

大威德事。所乘牛臥如常立。三井唐院
〔略〕智證大師樣本尊不結印。左右持弓箭也。
案之依八字文殊儀軌歟。

（保延二年三月五日の條）

四面八臂像如常。是東

寺講堂樣也

一面四臂像智證請來。烏

菩薩請來。烏

東寺五大尊中金剛藥叉形依此文也。〔略〕智證大師請來
五菩薩五忿怒中。北方忿怒尊一面八臂。如陀羅尼集經
烏瑟沙摩明王如何。

（卷下の始）

普通四面八臂東寺五一面四臂智證大師請來如烏瑟沙摩

（保延五年九月二十日の條）

智證大師五大尊中金剛夜叉代用烏瑟澁摩事。

一〇七、四天王

(保延二年十月二十三日の條)

私云。此四天身色何。東大寺大佛殿四天。北方天紺青。

但綵色不同也。集經不說之故也。東大寺四天依木火金色。

東方天青色。南方赤色。西天白色。東寺講堂北方天紺色。右手持塔。太途同東大寺樣歟。向寺可勘。抑此四天身色不說陀羅尼集經。又胎藏曼荼羅北方天黃色。餘天肉色。依何文。東大寺四天如此採色耶。答。是陰陽家方色也。陰陽云。南方火赤。東木青色也。北方水色黑色。

西方金白色也。依之爲鎮四方作四方色也。云密教說水白色也。此天色不依真言。但有青面北方天王陀羅尼法。傳教大師之請來也。可引勘文。

又西北立多聞天。東北持國。東南增長天。西南方廣目。是一樣也。但向東寺樣如意輪寺也。

又西北西方天。東北北方天。東南東方天。西南方增長天。是東大寺并東寺講堂也。

一三一、妙見菩薩

本朝徃古圖畫妙見形像非一途。印相不同。但靈嚴寺有

「圖像鈔」の編纂過程について

(保延二年四月四日の條)

本朝徃古圖畫妙見形像非一途。印相不同。但靈嚴寺有

等身木像。左手當心持如意寶。右手作與願。太底同吉
祥天女像。又尊星王軌說様々。可見彼文。

（保延六年八月廿六日の條）

〔全く同文再出〕

以上の如く、一般事相上の記述に於てではなく、歴史上の具體的な事實の記述に於て斯くも多量に一致し、而も妙見菩薩の項に於けるが如き、記述の文章に至るまで全く相一致してゐるといふことは、明かに惠什が圖像鈔の撰述に關係があつたこと、否、惠什こそが専ら撰集の任に當つたものであるといふことを充分證據立てるものでなければならぬ。

殊に、勝語集を筆記した自證房覺印が永嚴の舍弟であり、保延四年保壽院に於て傳法灌頂を受けた者であること、^{〔註四十三〕}また勝語集の保延五年九月二十日の條に、「於保壽院湯屋」と記されてゐて、當時惠什が明かに保壽院平等房永嚴の許にゐたこと等は、惠什が眞實の撰者であらうといふ私の推測をして充分根據あらしめてゐると思ふ。

この點より考へて、醍醐寺本の奥書に、「奉爲上皇 草進之 前權少僧都永嚴」とあるのも、決して永嚴が自ら撰集の任に當つたことを示すものではなく、亮觀法印の記事の示す如く、永嚴が鳥羽上皇から圖像撰集の勅を奉受して惠什に圖像鈔十卷を撰集せしめたのであるが、奥書には、永嚴が監修の任にあつたところから自らの名を記したものであらう。

等身木像。左手當心持如意寶。右手作與願。太底同吉
祥天女像。又尊星王說様々。可見彼文。

この經緯が、既に鎌倉初期の寫本たる常樂院本の奥書に、

平等房十卷抄云云眞實ニハ惠什闍梨集之

となつて現れたのであるまいか。それにしても、現存の寫本に一つとして惠什の銘記あるものの存在してゐないことは、遺憾であると共に、また不可解である。

註三十五 密教大辭典、佛家人名辭書、等參照。

註三十六 真言宗全書第三十九卷頁七六（參照貞九五）

註三十七 同上第三十九卷頁一二

註三十八 同上第三十九卷頁一三三

註三十九 同上第三十九卷頁八一

註四十 同上第二十一卷頁一

註四十一 同上第二十一卷頁二

註四十二 「覺禪鈔」（佛教全書本第一頁二六三）及び「白寶口鈔」第三十五（大正圖像第六卷頁五一四）等參照。

註四十三 血脈類集記第五、永嚴付法の條（真言宗全書第三十九卷頁一〇八）及び同第五、覺印の條（同上頁一三一）參照。

結語

惠什が永嚴との如何なる法流の争ひによつて廣澤を去つたか明かでないが、併し、先きにも述べた如く、祕密事相に關する一大論争の火蓋を切り、東密に於て始めて光明真言法を修した程の惠什であつてみれば、醍醐に於て新たに

圖像鈔を編纂するに際しては、彼の豊かな知識を傾けて、前の圖像鈔よりはより内容豊かなものを作つたであらうこと、想像に難くない。この豊かにされた内容が、常樂院本その他に於て、多量の裏書若くは新寫による補足となつたのであるまいかと思ふ。

以上、圖像鈔の著者、——永嚴か惠什かの問題に對して幾干かの寄興をなし得てゐれば幸ひである。

（昭和一三・一〇・二三）

追補

圖像鈔（十卷抄）の著者が、平等房永嚴であるか、勝定房惠什であるかといふ問題に對して

一、永嚴を著者と想定すべき最も古い有力な資料は

イ、醍醐寺所藏の鎌倉初期建久四年書寫の十卷抄の奥書に、永嚴が保延五年秋から六年春にかけて

鳥羽上皇の御爲めに草進したと記してあること

ロ、及び、阿娑縛抄の序文の抄中所引書の項に、「十卷抄東寺永嚴僧都抄」（大正圖像第八卷頁七四四）とあること
であり

二、他方、惠什を著者と考ふるべき最も有力な根據は、

イ、別尊雜記の著者心覺が、法流の上では永嚴と同じ保壽院流を稟けてゐるにも拘らず、その著書の中で惠什の
説として十卷抄の全部を殆んどそのまま引用してゐること

ロ、及び、覺禪鈔、四家鈔圖像にも、「惠什曰」として十卷抄を盛んに引用してゐることである。

この問題に對して私は、「相承尊法等目錄」中の記事や、故小野玄妙博士の研究に示唆を得て、十卷抄に、永嚴抄と惠什抄との二種を區別し、これ等を、四家鈔圖像中の「惠什記曰」として引用せる部分と比較對見することによつて、兩十卷抄の差異を明かにし、更に、これを惠什の「勝語集」と比較研究することによつて、惠什こそ十卷抄の眞實の著者であらうといふ結論に達した。即ち、惠什は、始め御室廣澤に於て、勅命を奉じた永嚴の監修の下に、十卷抄の編纂を實際に擔當したであらう、併し、恐らくは法流の爭ひによつて、勸修寺に去り、そこでも亦新たに、第二の、より内容の豊かな十卷抄を著はしたであらうといふ結論であつた。

その後私は折に觸れ關係の文獻を涉獵してゐる中に、若干の新資料を加へることが出來、就中、今まで明瞭を缺いてゐた惠什の傳記中の二三の重要な點について、幾分の解明を與へ得るに至つた。

第一に、先きの論證に於ては、(永嚴が廣澤仁和寺にゐたことは、「血脉類集記」「僧綱補任」等によつて明かであるが)、惠什が始め廣澤にゐたことの證據は、僅かに「勝語集」の保延五年九月二十日の條に「於保壽院湯屋」とある記事のみであつたが、然るに、鎌倉初期の久遍僧正の「參語集」の次の記事(大日本史料、第三編之八、頁三〇九、長治二年十一月十八日の條に引用)によつて、惠什が始め廣澤にゐたことも愈々明瞭である。

中御室「覺行法親王」仁和寺入御之時、以勝定坊「惠什」被定御師範畢、彼「惠什」住房ハ衣笠ノ麓ニ大和堂トテアリ、而依召被參北院〔下略〕。

「圖像鈔」の編纂過程について

その上、惠什の「勝語集」下、保延五年正月六日の條（大正大藏經第七十八卷頁二二六上）の次の記事も亦、惠什が始め廣澤にゐたこと、そして覺行法親王と密接な關係にあつたことを示してゐるものである。

先年中御室〔覺行法親王〕時、依御讀經參鳥羽殿最前自御室以後與阿闍梨令問云、近來雷電頻也、仍院恐思食、何經儀軌說此法耶、被問下之、當席答人無之、如何、即余申云、最勝王經第七如意寶珠品陀羅尼說此事、御感無極。

尙、この「勝語集」の記事は、殆んどそのまゝ、心覺の「鵝珠鈔」卷下、徐雷怖事の項（真言宗全書第三十六卷頁二七八）に引用されてゐる。

第二に、先きの論證に於ては、惠什が勸修寺に去つたことの確證が舉げられてゐなかつたが、「覺禪鈔」第六十九卷隨求の形像事の條（大正圖像第五卷頁九七）に、

勸修寺法務視廳抄云、天養元年十二月七日、惠什阿闍梨來語云、隨求八印云云

とあることによつて、惠什が、少くとも天養元年（皇紀一八〇四）以前に於て勸修寺に去つたことを推定し得る。

後年の記録ではあるが、瑞寶（元祿八年—明和五年）の「安流傳授紀要」第十八卷諸明王部上、金剛夜叉の部（真言宗全書第三十五卷頁九一）に、

勝定房、信濃阿闍梨慧什也、有諸尊圖雙紙、云慧什十卷鈔、（中略）勸修寺淨土院（下略）。

とあるところから考へても、惠什は、勸修寺の、而も淨土院に移り住んだものと考へられる。

惠什が天養元年頃勸修寺に去つたものとするならば、先きに推定した第二の、より詳しい十卷抄の編纂された年代も、凡そ天養元年（一八〇四）前後、即ち、最初の十卷抄の編纂された保延五・六年（一七九九・一八〇〇）を距ること數年後といふことにならなければならないであらう。

第三に、私は、圖像鈔草進の勅命を奉じたのは永嚴であつたが、實際には、その編纂の任に當つたものは惠什であつたであらうといふことを、實證的に比較研究の上結論したのであるが、偶然にもこの私の結論と相一致する興味ある古文獻に遭遇したので、こゝに紹介することとする。

動潮（寶永六年—寛政七年）の「三寶院流洞泉相承口訣」の卷第七、定光佛法の項（眞言宗全書第三十三卷貞一〇二）に、

十卷圖像抄作者事。或云勝定房惠什作。或云平等房永嚴作。何是耶。今謂實撰出者。惠什ナルカ故。約實義惠什作也。又約ハ依院宣書成上進平等房作也。實融（寶治元年—曆應二年）證談抄云。勝定房十卷抄一向圖像也。但此圖像作者平等房永嚴也。其故可書進諸尊圖像之由。自白河院有勅命。爰平等房誂勝定房惠什阿闍梨撰出功了。爲平等房作及進覽。故知實義者惠什作也。付上進云々。

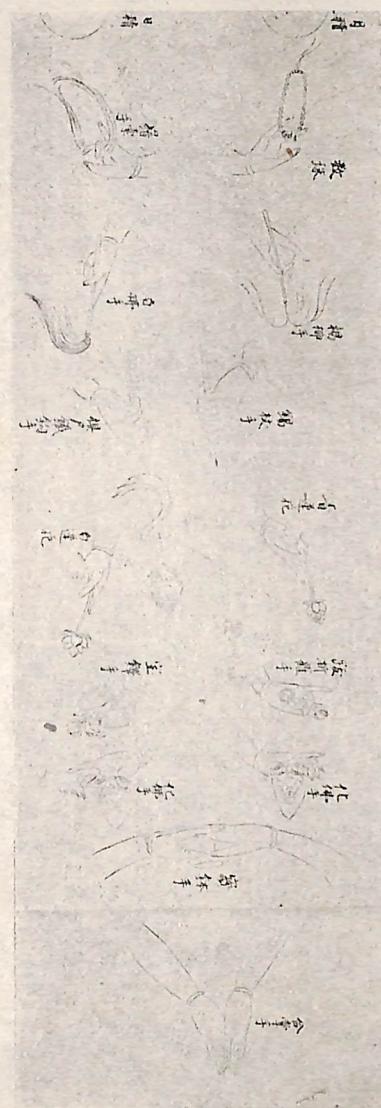
とある。（但し、文中「自白河院有勅命」とあるのは、醍醐寺本十卷抄の奥書から考へて、鳥羽院の誤りでなければならない。尙、惠什が永嚴の甥であるか否かは甚だ疑問である。）

以上を以て、我が國に於ける佛教圖像集の中、現存最古のものたる圖像鈔の編纂の経緯に關するこの研究を一應畢することとする。

機會を改めて、より廣い觀點から、一般に我が國に於ける佛教圖像集編纂の歴史的發展や、それと聯關して、特に、白描圖像の美術史的並びに精神史的意味を研究したいと念つてゐる。

（昭和一四・一二・五）

古本云
平等院十卷抄 真實元惠什園梨集之



第一圖 圖像鈔 常樂院本二ノ奥ケル新
筆日之菩足ノ一例(手觀音四十
手菩薩ノ一部)

第三圖 圖像鈔 常樂院本卷八



不動明王像及ビソノ裏書

第四圖 四家鈔圖像卷下



第五圖

圖像鈔 常樂院本卷八
不動明王像及ビソノ裏書



「圖像鈔」の編纂過程について

第六圖

四家鈔圖像卷下
不動明王像



第七圖 別尊雜記卷三十二



第八圖 別尊雜記卷三十二

不動明王像



第九圖 醒醐寺藏「八大明王像」奥書—齊朝(惠什)ト
鳥羽僧正覺献トノ關係ヲ示ス一資料

